

農林水産省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
40	農家レストランの農用地区域内設置の容認	収穫体験や農業体験により都市住民を集客する農産物の生産施設に併設される農家レストラン等について、農振法の農業用施設とし、農地法においても農地転用の許可相当とする。	【現状】 農家レストランは、農振法上の農業用施設として認められていないため、農振農用地区域内への設置ができず、収穫体験や農業体験など、都市住民を集客する農産物の生産施設と併設し、同一敷地内で多様なサービスを展開する上で支障となっている。 【支障事例】 いちごの収穫体験(いちご狩り)を営んでいる農家が、利用者の増大に対応するため、新たに農用地区域内農地を借りて収穫体験施設を増設することとした。その際、所得の拡大や利用者サービスの向上を図るべく、自家及び地域の農産物を用いた農家レストランを同一敷地内に併設しようとしたが、農家レストランは農業用施設に該当しないと認められなかった。 【制度改正の必要性】 主として同一市町村内で生産される農畜産物又はそれを原材料として製造・加工したものの提供を行う農家レストランについては、農業用施設とするよう要件を緩和することで、農業者が当該施設を農用地区域内に設置することが可能となる。これにより、農業者等の所得向上および農業の6次産業化が推進される。	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条第8項	-	農林水産省	愛知県	E 提案の実現に向けて対応を検討	農用地区域内に設置できる農業用施設は、耕作又は養畜の業務に密接に関連するものに限定しており、これを拡大することについては、農地の効率的な利用の確保の観点から慎重に検討する必要があると考えている。 農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農業者が主として地域で生産される農畜産物を調理して提供する場合に、農業用施設とみなし、農用地区域内に設置できるようにしたところであり、国家戦略特別区域制度の活用により設置が可能となっている。 なお、農家レストランを農業用施設として位置付けることは、従来の農業用施設の考え方を拡大するものであり、まずは、国家戦略特区において農家レストランの農用地区域内への設置を認め、全国展開については、特区制度の下でその効果や周辺の営農への影響等を検証した上で、対応を検討していきたい。	-	-	・当会提案のとおり農家レストランを農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び同法施行規則第1条に定める農業用施設と位置づけ、農用地区域内において農家レストランの設置を可能とすべき。	-
141	農用地区域内への農家レストランの設置に係る基準の緩和	農家レストランを農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び同法施行規則第1条に定める農業用施設と位置づけ、農用地区域内において農家レストランの設置を可能とすべき。	【具体的な支障事例】現在、農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項に定める農用地区域)内においては、農家レストランは国家戦略特別区域内においては農業用施設と認められているが、それ以外の地域では認められていないため、設置することができない。このため、果樹園や観光農園等を経営する農業生産法人が、経営強化・集客増及び都市等との地域間交流を図って農家レストランを開設することを検討したものの、その候補となる土地が農用地区域内であり、必要な要件に該当しないため当該土地を農用地区域から除外することができず、実現できていないなど、農家の事業拡大の支障となる事例が出てきている。 【制度改正の必要性】「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、『経営感覚を持ち自らの判断で消費者・実需者ニーズの変化等に対応する「チャレンジする農林水産業経営者」が活躍できる環境を整備し、その潜在力を発揮させることによって、ICT等も活用し、6次産業化や輸出促進をはじめ、付加価値を高める新商品の開発や国内外の市場における需要開拓などを進める』こととしている。農家レストランは、生産現場と隣接する最適地に立地することで、生産・加工・販売・観光等が一体化し、都市と農村の交流による農村の活性化、農村の雇用確保、農業者の所得の向上及び経営基盤の強化に繋がるものと期待できる。「農林水産業・地域の活力創造プラン」の実現に資するよう、国家戦略特別区域外においても、農家レストランの農用地区域内への設置を認めるよう、規制を緩和するべきである。	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条 農林水産省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令	-	農林水産省	北海道、青森県、山形県、群馬県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、熊本県、全国知事会	E 提案の実現に向けて対応を検討	農用地区域内に設置できる農業用施設は、耕作又は養畜の業務に密接に関連するものに限定しており、これを拡大することについては、農地の効率的な利用の確保の観点から慎重に検討する必要があると考えている。 農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農業者が主として地域で生産される農畜産物を調理して提供する場合に、農業用施設とみなし、農用地区域内に設置できるようにしたところであり、国家戦略特別区域制度の活用により設置が可能となっている。 なお、農家レストランを農業用施設として位置付けることは、従来の農業用施設の考え方を拡大するものであり、まずは、国家戦略特区において農家レストランの農用地区域内への設置を認め、全国展開については、特区制度の下でその効果や周辺の営農への影響等を検証した上で、対応を検討していきたい。	-	(当会意見)	-	
169	農用地区域内への農家レストランの設置の容認	農家レストランを農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び同法施行規則第1条に定める農業用施設と位置づけ、農用地区域内において農家レストランの設置を可能とする。	現在、農用地区域内農用地(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項に定める農用地をいう。以下同じ)においては、農家レストランは国家戦略特別区域内においては農業用施設と認められているが、それ以外の地域では認められていないため、設置することができない。このため、果樹園や観光農園等を経営する農業生産法人が、経営強化・集客増及び都市等との地域間交流を図って農家レストランを開設することを検討したものの、その候補となる土地が農用地区域内農用地であり、必要な要件に該当しないため当該土地を農用地から除外することができず、実現できていないなど、農家の事業拡大の支障となる事例が出てきている。 「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、『経営感覚を持ち自らの判断で消費者・実需者ニーズの変化等に対応する「チャレンジする農林水産業経営者」が活躍できる環境を整備し、その潜在力を発揮させることによって、6次産業化や輸出促進をはじめ、付加価値を高める新商品の開発や国内外の市場における需要開拓などを進める』こととしている。農家レストランは、生産現場と隣接する最適地に立地することで、生産・加工・販売・観光等が一体化し、都市と農村の交流による農村の活性化、農村の雇用確保、農業者の所得の向上及び経営基盤の強化に繋がるものと期待できる。「農林水産業・地域の活力創造プラン」の実現に資するよう、国家戦略特別区域外においても、農家レストランの農用地区域内農地への設置を認めるよう、規制を緩和するべきである。	・農業振興地域の整備に関する法律 第3条第4号 ・農業振興地域の整備に関する法律施行規則 第1条 ・農林水産省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令	-	農林水産省	鳥取県	E 提案の実現に向けて対応を検討	農用地区域内に設置できる農業用施設は、耕作又は養畜の業務に密接に関連するものに限定しており、これを拡大することについては、農地の効率的な利用の確保の観点から慎重に検討する必要があると考えている。 農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農業者が主として地域で生産される農畜産物を調理して提供する場合に、農業用施設とみなし、農用地区域内に設置できるようにしたところであり、国家戦略特別区域制度の活用により設置が可能となっている。 なお、農家レストランを農業用施設として位置付けることは、従来の農業用施設の考え方を拡大するものであり、まずは、国家戦略特区において農家レストランの農用地区域内への設置を認め、全国展開については、特区制度の下でその効果や周辺の営農への影響等を検証した上で、対応を検討していきたい。	-	-	・当会提案のとおり農家レストランを農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び同法施行規則第1条に定める農業用施設と位置づけ、農用地区域内において農家レストランの設置を可能とすべき。	-

農林水産省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平成26年度方針(平成27.1.30閣議決定)抜粋) ※平成27年度方針(平成27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平成27>として併記 ※平成28年度方針(平成28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平成28>として併記 ※平成29年度方針(平成29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平成29>として併記 ※平成30年度方針(平成30.12.25閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平成30>として併記 ※令和元年度方針(令和元.12.23閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<令和元>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
40	【全国市長会】 6次産業化の推進に向けて、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	-	○ 提案主体から「収穫体験や農業体験など、都市住民を集客する農産物の生産施設と併設し、同一敷地内で多様なサービスを展開する上で支障となっている」との支障事例が示されている。農家レストランは6次産業化にも資することから、国家戦略特区での検証を待たずとも、早急に全国展開するべきではないか。 ○ 検討を必要とする具体的な「懸念」は何か。農業用施設に位置付けられている販売加工施設との違いはあるのか。 ○ 実現に向け、いつまでに具体的に何を行うのか。 ○ 規制改革実施計画においては「植物工場、販売加工施設など農業の6次産業化・成長産業化に資する農地の転用について、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う。」とされているが、農家レストランについても「円滑な転用を可能とする観点」から見直しを行うべきではないか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)において、農家レストランについては、国家戦略特区制度の下でその効果を検証し、全国に適用することも検討するとしているところである。 全国展開については、国家戦略特区制度の下で、6次産業化の推進による地域の農業の振興に果たす効果や周辺農地への影響等を検証した上で、対応を検討してまいりたい。	6【農林水産省】 (9)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農家レストランの農用地区域内への設置については、事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、国家戦略特別区域制度の下でその活用事例について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用することを検討する。 なお、地域再生法の一部を改正する法律(平成26法128)において、農家レストランを含む6次産業化に資する施設等の整備について、農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律における農地転用許可及び農用地区域の変更基準等の特例を措置したところであり、当該特例措置について、地方公共団体に周知する。	農家レストラン:省令 地域再生法:通知	農家レストラン:令和元年度 地域再生法:平成27年3月11日	農家レストラン:国家戦略特別区域制度の区域計画に位置付けられた農家レストランのうち、効果の検証が可能な7件(開店後、概ね1年以上)について、実態調査を行い、この調査結果を踏まえ、令和元年度中に農家レストランの特例の全国展開の実現を図る旨、国家戦略特別区域諮問会議において決定された。 地域再生法:「地域農林水産業振興施設を整備する事業の実施に関するガイドライン等について」(平成27年3月11日付け農村振興局長通知)	農家レストラン:国家戦略特別区域内において認められている。農業者による農用地区域内へのレストランの設置の特例措置について、令和元年度中に全国展開の実現を図る。
141	【全国市長会】 6次産業化の推進に向けて、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、農林水産省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	-	○ 提案主体から「収穫体験や農業体験など、都市住民を集客する農産物の生産施設と併設し、同一敷地内で多様なサービスを展開する上で支障となっている」との支障事例が示されている。農家レストランは6次産業化にも資することから、国家戦略特区での検証を待たずとも、早急に全国展開するべきではないか。 ○ 検討を必要とする具体的な「懸念」は何か。農業用施設に位置付けられている販売加工施設との違いはあるのか。 ○ 実現に向け、いつまでに具体的に何を行うのか。 ○ 規制改革実施計画においては「植物工場、販売加工施設など農業の6次産業化・成長産業化に資する農地の転用について、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う。」とされているが、農家レストランについても「円滑な転用を可能とする観点」から見直しを行うべきではないか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)において、農家レストランについては、国家戦略特区制度の下でその効果を検証し、全国に適用することも検討するとしているところである。 なお、国家戦略特別区域基本方針に基づき、国家戦略特区に係る最初の区域計画が認定されてから1年を経過した時点の年度末までの状況について最初の評価を行い、以降、1年ごとに評価を行うこととなっている。	6【農林水産省】 (9)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農家レストランの農用地区域内への設置については、事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、国家戦略特別区域制度の下でその活用事例について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用することを検討する。 なお、地域再生法の一部を改正する法律(平成26法128)において、農家レストランを含む6次産業化に資する施設等の整備について、農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律における農地転用許可及び農用地区域の変更基準等の特例を措置したところであり、当該特例措置について、地方公共団体に周知する。	農家レストラン:省令 地域再生法:通知	農家レストラン:令和元年度 地域再生法:平成27年3月11日	農家レストラン:国家戦略特別区域制度の区域計画に位置付けられた農家レストランのうち、効果の検証が可能な7件(開店後、概ね1年以上)について、実態調査を行い、この調査結果を踏まえ、令和元年度中に農家レストランの特例の全国展開の実現を図る旨、国家戦略特別区域諮問会議において決定された。 地域再生法:「地域農林水産業振興施設を整備する事業の実施に関するガイドライン等について」(平成27年3月11日付け農村振興局長通知)	農家レストラン:国家戦略特別区域内において認められている。農業者による農用地区域内へのレストランの設置の特例措置について、令和元年度中に全国展開の実現を図る。
169	【全国市長会】 6次産業化の推進に向けて、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、農林水産省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	-	○ 提案主体から「収穫体験や農業体験など、都市住民を集客する農産物の生産施設と併設し、同一敷地内で多様なサービスを展開する上で支障となっている」との支障事例が示されている。農家レストランは6次産業化にも資することから、国家戦略特区での検証を待たずとも、早急に全国展開するべきではないか。 ○ 検討を必要とする具体的な「懸念」は何か。農業用施設に位置付けられている販売加工施設との違いはあるのか。 ○ 実現に向け、いつまでに具体的に何を行うのか。 ○ 規制改革実施計画においては「植物工場、販売加工施設など農業の6次産業化・成長産業化に資する農地の転用について、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う。」とされているが、農家レストランについても「円滑な転用を可能とする観点」から見直しを行うべきではないか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)において、農家レストランについては、国家戦略特区制度の下でその効果を検証し、全国に適用することも検討するとしているところである。 なお、国家戦略特別区域基本方針に基づき、国家戦略特区に係る最初の区域計画が認定されてから1年を経過した時点の年度末までの状況について最初の評価を行い、以降、1年ごとに評価を行うこととなっている。	6【農林水産省】 (9)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農家レストランの農用地区域内への設置については、事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、国家戦略特別区域制度の下でその活用事例について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用することを検討する。 なお、地域再生法の一部を改正する法律(平成26法128)において、農家レストランを含む6次産業化に資する施設等の整備について、農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律における農地転用許可及び農用地区域の変更基準等の特例を措置したところであり、当該特例措置について、地方公共団体に周知する。	農家レストラン:省令 地域再生法:通知	農家レストラン:令和元年度 地域再生法:平成27年3月11日	農家レストラン:国家戦略特別区域制度の区域計画に位置付けられた農家レストランのうち、効果の検証が可能な7件(開店後、概ね1年以上)について、実態調査を行い、この調査結果を踏まえ、令和元年度中に農家レストランの特例の全国展開の実現を図る旨、国家戦略特別区域諮問会議において決定された。 地域再生法:「地域農林水産業振興施設を整備する事業の実施に関するガイドライン等について」(平成27年3月11日付け農村振興局長通知)	農家レストラン:国家戦略特別区域内において認められている。農業者による農用地区域内へのレストランの設置の特例措置について、令和元年度中に全国展開の実現を図る。